

# 名古屋港管理組合公報

平成27年 4月 1日

(水曜日)

第 555 号

目次	頁
○職員配偶者同行休業に関する条例	1
規 則	
○名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部を改正する規則	3
○職員配偶者同行休業に関する条例施行規則	3
○名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則	4
○名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則	12
告 示	
○平成25年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領	14
○平成25年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領	14
○平成27年度名古屋港管理組合暫定予算の要領	15
○平成26年度名古屋港管理組合補正予算の要領	20
○利用料金等の承認	22
訓 令	
○課の組織の分掌事務規程の一部改正	23
○事務所規程の一部改正	23
○事務所の組織の分掌事務規程の一部改正	23
○名古屋港管理組合行政文書管理規程の一部改正	23
○名古屋港管理組合事務決裁規程の一部改正	24
○名古屋港管理組合公印取扱規程の一部改正	24
○名古屋港管理組合職員服務基本規程の一部改正	25
○名古屋港管理組合監察規程の一部改正	28
○名古屋港管理組合職員衛生管理規程の一部改正	28
○名古屋港管理組合安全管理規程の一部改正	28
公 告	
○電子印影の使用について	29
○ガーデンふ頭東地区再開発事業の公募結果	29
辞 令	
○石原君雄	29

## 条 例

職員配偶者同行休業に関する条例を公布する。  
平成二十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

### 名古屋港管理組合条例第三号

職員配偶者同行休業に関する条例  
(趣旨)

**第一条** この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十六条の六第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)から第三項まで及び第六項から第八項まで並びに第十一項において準用する法第二十六条の五第六項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業(法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

**第二条** 任命権者は、職員(法第二十六条の五第一項に規定する職員をいう。)が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

2 前項の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者(法第二十六条の六第一項に規定する配偶者をいう。以下同じ。)が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間)

**第三条** 法第二十六条の六第一項に規定する条例で定める期間は、三年を超えない範囲内の期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

**第四条** 法第二十六条の六第一項に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由(六月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第六条第一号において「配偶者外国滞在事由」という。)とする。

一 外国での勤務

- 一 事業を営むことその他の個人が業として行う活動であつて外国において行うもの
  - 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であつて外国に所在するものにおける修学（前二号に掲げるものに該当するものを除く。）
  - 四 前三号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として管理者が定めるもの
- （配偶者同行休業の期間の延長）

**第五条** 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第三条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 法第二十六条の六第三項に規定する条例で定める特別の事情は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第四条第二項の規定により人事院規則で定める特別の事情を基準として管理者が定める。

3 第二条第一項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

**第六条** 法第二十六条の六第六項に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

二 配偶者同行休業をしている職員が、勤務時間及び休暇に関する条例（昭和三十七年名古屋港管理組合条例第七号）第十四条第二号の規定により特別休暇を受けることとなったこと。

三 配偶者同行休業をしている職員が、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条の規定により育児休業を取得することとなったこと。

四 前三号に掲げるもののほか、管理者が定める事由に該当すること。

（配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）

**第七条** 任命権者は、第二条第一項又は第五条第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第二号に掲げる任用は、申請期間について一年を超えて行うことができない。

一 申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

二 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付採用職員」という。）の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 任命権者は、前項の規定により任期付採用職員の任期を更新する場合には、当該職員にその任期を明示するとともに、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（委任）

**第八条** この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（職員定数条例の一部改正）

2 職員定数条例（昭和三十六年名古屋港管理組合条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

五 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十七年名古屋港管理組合条例第三号）第二条第一項の規定により配偶者同行休業をしている者

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

3 職員の退職手当に関する条例（昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「停職」の下に「、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十七年名古屋港管理組合条例第三号）の規定による配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）」を加える。

第七条第四項第二号中「専従退職」の下に「又は配偶者同行休業」を加える。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

4 職員の育児休業等に関する条例（平成四年名古屋港管理組合条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十七年名古屋港管理組合条例第三号）第七条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員

（名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

5 名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年名古屋港管理組合条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 職員の休業に関する状況

# 規 則

名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

## 名古屋港管理組合規則第一号

名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合事務部局組織規則(平成八年名古屋港管理組合規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中第二十七号を第二十八号とし、第二十四号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 名古屋港管理組合本庁舎等整備事業の連絡調整に関する事(港官部港管課及び建設部総合開発室の主管に属することを除く)。

第二十一条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

一 中川運河再生計画に関する事(他部及び室並びに部内他課の主管に属することを除く)。

二 名古屋港管理組合本庁舎等整備事業に係る日本庁舎敷地活用事業及び旧港湾会館敷地活用事業に関する事(総務部総務課の主管に属することを除く)。

第二十七条中「第二十六号」を「第二十七号」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員配偶者同行休業に関する条例施行規則を公布する。  
平成二十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

## 名古屋港管理組合規則第二号

職員配偶者同行休業に関する条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、職員配偶者同行休業に関する条例(平成二十七年名古屋港管理組合条例第三号。以下「条例」という)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

**第二条** 条例第六条第四号に規定する管理者が定める事由は、配偶者同行休業の承認を受けた職員が、当該配偶者同行休業を開始する日の前日までに、条例第二条第一項に規定する勤務成績その他の事情を考慮して総務部長が定める事由に該当することとなったときとする。

(届出)

**第三条** 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- 一 配偶者が死亡した場合
- 二 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- 三 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- 四 条例第六条第一号に掲げる事由に該当することとなった場合

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

2 職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和三十二年名古屋港管理組合規則第四号)の一部を次のように改正する。  
第二条の四第二号中「限る。」の下に「又は配偶者同行休業」を加える。

(勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部改正)

3 勤務時間及び休暇に関する条例施行規則(昭和三十二年名古屋港管理組合規則第六号)の一部を次のように改正する。  
第四条の二中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 一 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十七年名古屋港管理組合条例第三号)第二条第一項(同条例第五条第三項において準用する場合を含む)の規定による配偶者同行休業

(職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正)

4 職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成四年名古屋港管理組合規則第一号)の一部を次のように改正する。  
第二条及び第三条を次のように改める。

(届出)

**第二条** 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- 一 育児休業に係る子が死亡した場合
- 二 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合
- 三 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

2 前項の規定は、部分休業について準用する。

### 第三条 削除

第三条の二第一項第二号に次のように加える。

- 一 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十七年名古屋港管理組合条例第三号)第二条第一項(同条例第五条第

三項において準用する場合を含む。)の規定により配偶者同行休業をしていた期間

名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

### 名古屋港管理組合規則第三号

名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合財務規則(昭和二十九年名古屋港管理組合規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「予算配当通知書」を「予算配当の通知」に改める。

第二十九条の次に次の一条を加える。

(事後調定)

**第二十九条の二** 性質上納付前に調定できない歳入については、収入命令者は、会計管理者から収納の通知を受けた後、速やかに前条の規定に準じて調定するものとする。

第三十条を次のように改める。

(調定の変更又は取消し)

**第三十条** 過誤その他の理由により調定を変更し又は取り消すときは、直ちにその増加し又は減少する金額について調定をしなければならない。

第六十六条に次の一号を加える。

三 手数料(前金をもつて支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすようなものに限る。)

第六十九条第二項中「通知書が到達したとき」を「通知の日」に改める。

様式第九号及び様式第十号を次のように改める。





様式第十一号中「流用区分」を「使用区分」に改める。

様式第十三号(その一)中 

税区分	
-----	--

 を 

予算区分	税区分
------	-----

 に改める。

様式第十三号の二を様式第十三号の二(その一)とし、同様式の次に次の様式を加える。





様式第十四号(その1)中「印」を削り、「

税区分	
-----	--

」を「

予算区分	税区分
------	-----

」に改める。

様式第十四号(その1)中「印」を削る。  
様式第十五号中「一般会計」を「会計」に改める。

様式第十五号の11中「一般会計」を「会計」に「

上段：月計
-------

」を「

下段：累計 (単位：円)
--------------

」(単位：円)に改める。

様式第十六号中「

税区分	
-----	--

」を「

予算区分	税区分
------	-----

」に

「

コード
収入
款
項目
節
細節

」

「

種別
----

」

「

コード
款
項目
節
細節

」

に改める。

様式第十七号中「税区分」を「予算区分」に

「

コード
収入種別
款
項目
節
細節

」

「

コード
款
項目
節
細節

」

に改

める。

様式第十七号の11中「印」を削り、「税区分」を「予算区分」に

「

コード
収入種別
款
項目
節
細節

」

	を	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">コード</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">款</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">目</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">節</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">細節</td> </tr> </table>	コード	款	項	目	節	細節
コード								
款								
項								
目								
節								
細節								

--

に改める。

様式第二十八号の二中「印」を削る。

様式第二十九号中	予算執行状況(節)			を
	予算配当額	支出負担行為済額	残 額	
	円	円	円	

		残 額
		円

に改める。

様式第三十号及び様式第三十二号中	予算区分	税 区 分	を	予算区分	に改める。

様式第三十三号(その一)及び様式第三十三号(その二)中	予算主管	事業主管	を	予算主管	事業主管	に
	/	/				

債権者コード	を	債権者コード	に改める。

様式第三十四号(その一)中	予算主管	事業主管	を	予算主管	事業主管	に
	/	/				

債権者コード	
--------	--

	を	債権者コード	に改める。

様式第三十四号(その二)中	予算主管	事業主管	を	予算主管	事業主管	に改める。
	/	/				

様式第三十八号を次のように改める。

様式第38号 (第61条、第65条関係)

資金前渡金 支 払  
 旅 費 概 算 払 精算書  
 概 算 払

( ) 伝票番号

承認(命令)者	予 算 主 管		事 業 主 管	
会計管理者	出 納 室			
発 議	決 議			
年 月 日	年 月 日			
原支払	支払日	年 月 日	伝票番号	号
繰 越 額	今回受領額	計	精 算 額	差引残額
円	円	円	円	円
年 度	会 計	予算主管	事業主管	予算区分
予 算 科 目	コード 款 項 目 事 業 節 節 目			
金 額	円			
精 算 人				
摘 要				
上記のとおり 年 月 日 します。 名古屋港管理組合管理者 様				

様式第五十五号中「一般会計」を「会計」に改める。

様式第五十六号中「一般会計」を「会計」に、「  
（単位：円）」 「上段：月計」 「下段：累計(単位：円)」 「執行率」 「%」

を「  
執行率  
%」に改める。

様式第六十三号中「収入種別」を「 番号」に改める。

様式第八十四号中「会計名」 「  
ローズ」 を「ローズ」に、「  
費」 「会計」 「上段：月計」 「下段：累計(単位：円)」 「支払額」を  
（単位：円）」

「支出額」に改める。

様式第九十一号の二中  
「予算主管 事業主管」を「予算主管 事業主管」に、「債権者コード」を「債」

権者ローズ」に改める。

様式第九十八号（その一）及び様式第九十八号（その二）中「一般会計」を「会計」に、「  
（単位：円）」

「上段：月計」  
「下段：累計(単位：円)」に改める。

**附 則**

- (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正後の名古屋港管理組合財務規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十七年度に係る会計手続から適用し、平成二十六年度に係る会計手続については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際この規則による改正前の名古屋港管理組合財務規則の規定に基づいて作成されている様式第十四号（その二）、様式第三十三号（その一）から様式第三十四号（その二）まで及び様式第九十一号の二の用紙については、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、改正後の規則の様式の要件を満たすよう必要な修正をして使用することができる。

名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

**名古屋港管理組合規則第四号**

名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則  
名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則（昭和三十九年名古屋港管理組合規則第十三号）の一部を次のように改正する。  
様式第二号（その二）、様式第二十号（その一）及び様式第二十号（その二）中「五」を削る。

様式第二十三号中

予算執行状況(節)		
予算執行計画額	支出負担行為済額	残高
円	円	円

を

		残高
		円

に改める。

様式第二十四号(その二)中「五」を削る。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の規定は、平成二十七年の事業年度から適用し、平成二十六年以前事業年度については、なお従前の例による。

# 告 示

## 名古屋港管理組合告示第11号

平成27年 3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成25年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成27年 4月 1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

### 平成25年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算

	歳 入	
第1款 分担金及び負担金		10,746,162,083円
第1項 負担金		10,746,162,083円
第2款 使用料及び手数料		6,525,124,853円
第1項 使用料		6,525,092,453円
第2項 手数料		32,400円
第3款 国庫支出金		1,807,389,853円
第1項 国庫負担金		1,807,389,853円
第4款 財産収入		6,056,535,331円
第1項 財産運用収入		6,017,872,294円
第2項 財産売払収入		38,663,037円
第5款 寄附金		0円
第1項 寄附金		0円
第6款 繰入金		669,047,930円
第1項 他会計繰入金		669,047,930円
第7款 繰越金		1,490,464,947円
第1項 繰越金		1,490,464,947円
第8款 諸収入		3,571,352,363円
第1項 延滞金、加算金及び過料		1,157,107円
第2項 預金利子		2,285,864円
第3項 受託事業収入		781,354,461円
第4項 貸付金元利収入		1,991,891,684円
第5項 特定施設整備収入		189,247,539円
第6項 雑入		605,415,708円
第9款 組合債		5,074,400,000円
第1項 組合債		5,074,400,000円
歳 入 合 計		35,940,477,360円
	歳 出	
第1款 議会費		141,184,458円
第1項 議会費		141,184,458円
第2款 総務費		2,273,550,573円
第1項 総務管理費		2,213,450,717円
第2項 監査委員費		60,099,856円
第3款 企画調整費		990,546,330円
第1項 企画調整管理費		889,972,320円
第2項 調査費		100,574,010円
第4款 港営費		3,064,537,896円
第1項 港営管理費		1,321,252,302円
第2項 運営費		1,743,285,594円
第5款 建設費		12,934,839,264円
第1項 建設管理費		1,452,838,941円
第2項 整備費		11,482,000,323円
第6款 公債費		15,252,770,633円
第1項 公債費		15,252,770,633円
第7款 予備費		0円
第1項 予備費		0円
歳 出 合 計		34,657,429,154円

## 名古屋港管理組合告示第12号

平成27年 3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成25年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成27年 4月 1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

平成25年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算

歳 入		
第1款	水族館振興基金収入	731,796,876円
第1項	財産収入	660,677円
第2項	寄附金	3,005,000円
第3項	繰越金	0円
第4項	積戻金	595,347,695円
第5項	繰入金	132,783,504円
第2款	海事文化振興基金収入	167,819,449円
第1項	財産収入	99,926円
第2項	寄附金	5,030,000円
第3項	繰越金	0円
第4項	繰入金	162,689,523円
第3款	環境振興基金収入	98,788,810円
第1項	財産収入	72,706円
第2項	寄附金	225,600円
第3項	繰越金	0円
第4項	積戻金	73,700,235円
第5項	繰入金	24,790,269円
	歳 入 合 計	998,405,135円
歳 出		
第1款	水族館振興基金	731,796,876円
第1項	積立金	136,449,181円
第2項	繰出金	595,347,695円
第2款	海事文化振興基金	166,119,449円
第1項	積立金	166,119,449円
第3款	環境振興基金	98,788,810円
第1項	積立金	25,088,575円
第2項	繰出金	73,700,235円
	歳 出 合 計	996,705,135円

名古屋港管理組合告示第13号

平成27年 3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成27年度名古屋港管理組合暫定予算の要領は、次のとおりである。  
平成27年 4月 1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

平成27年度名古屋港管理組合一般会計暫定予算

平成27年度名古屋港管理組合一般会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,990,000千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出暫定予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(組合債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 組合債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出暫定予算  
歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		163,553 <sup>千円</sup>
	1 負担金	163,553
2 使用料及び手数料		1,052,124
	1 使用料	1,052,114
	2 手数料	10
3 国庫支出金		492,055
	1 国庫負担金	492,055
4 財産収入		1,261,252
	1 財産運用収入	1,261,232
	2 財産売却収入	20
5 寄附金		10
	1 寄附金	10
6 繰入金		52,372
	1 他会計繰入金	52,372
7 繰越金		400,000
	1 繰越金	400,000
8 諸収入		98,634
	1 延滞金、加算金及び過料	160
	2 預金利子	437
	3 受託事業収入	81,900
	4 貸付金元利収入	10
	5 特定施設整備収入	10
	6 雑収入	16,117
9 組合債		470,000
	1 組合債	470,000
歳 入	合 計	3,990,000



歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		42,543 <sup>千円</sup>
	1 議 会 費	42,543
2 総 務 費		768,503
	1 総 務 管 理 費	749,043
	2 監 査 委 員 費	19,460
3 企 画 調 整 費		293,340
	1 企 画 調 整 管 理 費	261,237
	2 調 査 費	32,103
4 港 営 費		941,646
	1 港 営 管 理 費	603,758
	2 運 営 費	337,888
5 建 設 費		1,911,468
	1 建 設 管 理 費	431,081
	2 整 備 費	1,480,387
6 公 債 費		2,500
	1 公 債 費	2,500
7 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		3,990,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
港 湾 計 画 改 訂 調 査 費	平 成 27 年 度	51,400 <sup>千円</sup>
金 城 ふ 頭 埋 立 調 査 費	平成27年度～平成28年度	8,400
鴨 浦 地 区 用 地 取 得 費	平 成 27 年 度	17,442
港湾改修（老朽化施設活用）交付金事業費	平 成 27 年 度	222,000
金 城 ふ 頭 埋 立 整 備 費	平 成 27 年 度	30,000
ガ ー デ ン ふ 頭 文 化 厚 生 施 設 補 修 費	平 成 27 年 度	9,600
鴨 浦 地 区 護 岸 整 備 費	平 成 27 年 度	2,500

第3表 組合債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業	千円 470,000	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
計	470,000			

## 平成27年度名古屋港管理組合基金特別会計暫定予算

平成27年度名古屋港管理組合基金特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ53,000千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出暫定予算」による。

第1表 歳入歳出暫定予算

## 歳入

款	項	金額
1 水族館振興基金収入		千円 51,700
	1 財産収入	308
	2 寄附金	10
	3 繰越金	10
	4 積戻金	51,372
2 海事文化振興基金収入		1,200
	1 財産収入	180
	2 寄附金	10
	3 繰越金	10
	4 積戻金	1,000
3 環境振興基金収入		100
	1 財産収入	60
	2 寄附金	20
	3 繰越金	20
歳入合計		53,000

歳 出		
款	項	金 額
1 水族館振興基金		51,700 <sup>千円</sup>
	1 積立金	328
	2 繰出金	51,372
2 海事文化振興基金		1,200
	1 積立金	200
	2 繰出金	1,000
3 環境振興基金		100
	1 積立金	100
歳出合計		53,000

## 平成27年度名古屋港管理組合施設運営事業会計暫定予算

(総則)

第1条 平成27年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	施 設	事 項	備 考
事 業 量	上 屋 41棟	一般使用許可面積 <sup>平方メートル</sup>	91,093
		専用使用許可面積 <sup>平方メートル</sup>	39,186
	貯 木 場 8か所	一般使用許可面積 <sup>平方メートル</sup>	503,450
		専用使用許可面積 <sup>平方メートル</sup>	995,430
	荷役機械 8基	貸 付 数 <sup>基</sup>	8
	施設の維持補修及び 施設の増補・改良工事	施設維持補修工事 <sup>千円</sup>	5,488

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 施設運営事業収益		453,000千円
第1項 営業収益		443,673千円
第2項 営業外収益		1,385千円
第3項 特別利益		7,942千円
支 出		
第1款 施設運営事業費用		398,000千円
第1項 営業費用		250,562千円
第2項 営業外費用		6,885千円
第3項 特別損失		130,553千円
第4項 予備費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 資本的収入		1,020千円
第1項 固定資産売却代金		1,000千円

第2項	寄	附	金	10千円
第3項	そ	の	他	資
	本	的	収	入
			支	出
第1款	資	本	的	支
第1項	固	定	資	産
	購	入	費	1,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 81,732千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

**平成27年度名古屋港管理組合理立事業会計暫定予算**

(総則)

第1条 平成27年度名古屋港管理組合理立事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

埋立土量 64,500立方メートル  
 用地整備 給水管117メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	埋	立	事	業
		収	益	151,000千円
第1項	営	業	外	収
		益		150,970千円
第2項	特	別	利	益
				30千円
		支	出	
第1款	埋	立	事	業
		費	用	137,000千円
第1項	営	業	費	用
				60,449千円
第2項	営	業	外	費
				21,349千円
第3項	特	別	損	失
				45,202千円
第4項	予	備	費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	資	本	的	収
		入		617,000千円
第1項	雑	収	入	217,000千円
第2項	投	資	有	価
		証	券	償
		還	金	収
				入
		支	出	400,000千円
第1款	資	本	的	支
		出		133,000千円
第1項	南	部	地	区
		埋	立	事
		業	費	4,900千円
第2項	西	部	地	区
		埋	立	事
		業	費	30,500千円
第3項	南	5	区	埋
		立	事	業
		費		11,100千円
第4項	総	係	費	44,689千円
第5項	雑	支	出	41,811千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、250,000千円と定める。

(予定支出の各経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項目に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項目の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 100,680千円

**名古屋港管理組合告示第14号**

平成27年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成26年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。  
 平成27年4月1日

名古屋港管理組合管理者  
 名古屋市長 河村 たかし

## 平成26年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

平成26年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ815,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,478,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(組合債の補正)

第3条 組合債の補正は、「第3表 組合債補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		10,133,884 <sup>千円</sup>	△ 306,368 <sup>千円</sup>	9,827,516 <sup>千円</sup>
	1 負担金	10,133,884	△ 306,368	9,827,516
2 使用料及び手数料		6,313,157	35,458	6,348,615
	1 使用料	6,313,147	35,458	6,348,605
3 国庫支出金		1,490,746	△ 279,090	1,211,656
	1 国庫負担金	1,490,746	△ 279,090	1,211,656
9 組合債		3,833,500	△ 265,000	3,568,500
	1 組合債	3,833,500	△ 265,000	3,568,500
歳 入	合 計	32,293,000	△ 815,000	31,478,000

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 建設費		11,682,502 <sup>千円</sup>	△ 701,256 <sup>千円</sup>	10,981,246 <sup>千円</sup>
	1 建設管理費	1,548,823	0	1,548,823
	2 整備費	10,133,679	△ 701,256	9,432,423
6 公債費		14,003,351	△ 113,744	13,889,607
	1 公債費	14,003,351	△ 113,744	13,889,607
歳 出	合 計	32,293,000	△ 815,000	31,478,000

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
5 建設費	2 整備費	港湾改修(老朽化施設活用)交付金事業費	84,900 <sup>千円</sup>	110,900 <sup>千円</sup>
		中川運河護岸補修費	-	20,800
		船見ふ頭護岸補修費	-	3,800
		大手ふ頭護岸補修費	-	3,100
		稲永ふ頭物揚場補修費	-	1,700
		中川口通船門補修費	-	5,100
		名古屋港跳上橋補修費	-	35,400
		港内河床補修費	-	6,100
		鴨浦地区護岸整備費	-	16,300
		津波・高潮危機管理対策交付金事業費	-	60,600
		国直轄事業港湾管理者負担金	-	388,000

第3表 組合債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
公共事業	3,794,000 <sup>千円</sup>	△ 265,000 <sup>千円</sup>	3,529,000 <sup>千円</sup>	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
計	3,833,500	△ 265,000	3,568,500			

## 名古屋港管理組合告示第15号

新舞子ポートパーク条例（平成18年名古屋港管理組合条例第8号）第9条第2項の規定に基づき、平成27年4月1日以後の利用から適用される新舞子ポートパークの利用料金及び保証金の額を次のように承認した。

なお、利用料金等の承認（平成26年4月15日告示第20号）は、平成27年3月31日限り廃止した。

平成27年4月1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

施設の区分		利用単位	利用料金	保証金
係留施設	甲区画	1月1区画	1万2百円	12万2千4百円（1区画当たり）
	乙区画	1月1区画	7千7百円	9万2千4百円（1区画当たり）
駐車場		1日1台1回	5百円	

なお、係留施設利用者の駐車場の利用料金は、新舞子ポートパーク条例（平成18年名古屋港管理組合条例第8号）第9条第7項の規定に基づき免除します。

## 訓 令

## 訓令第一号

組合内一般

課の組織の分掌事務規程（平成八年訓令第三号）の一部を次のように改正する。  
平成二十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

第一条第一号中ヲをワとし、リからルまでをヌからヲまでとし、チの次に次のように加える。

- リ 名古屋港管理組合本庁舎等整備事業の連絡調整に関する事（港営部港営課及び建設部総合開発室の主管に属することを除く。）。

## 附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 訓令第二号

組合内一般

事務所規程（平成八年訓令第四号）の一部を次のように改正する。  
平成二十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

第二条第五号を削り、同条第六号中「こと（一）の下に「港営課及び」を加え、同号を同条第五号とし、同条第七号中「こと（一）の下に「港営課及び」を加え、同号を同条第六号とし、同条第八号を削り、同条第九号を同条第七号とする。

## 附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 訓令第三号

組合内一般

事務所の組織の分掌事務規程（平成八年訓令第五号）の一部を次のように改正する。  
平成二十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

第一条第一号中イからニまでを削り、同号ホ中「管財課及び海務課」を「（以下「港営課」という。）港営部管財課（以下「管財課」という。）及び港営部海務課（以下「海務課」という。）」に改め、同号ホを同号イとし、同号へからチまでを同号ロからニまでとし、同条第二号イ中「（コンテナ荷役に係る港湾施設を除く。）」を削り、「こと（一）の下に「港営課」を加え、同号ロ中「（コンテナ荷役に係る蔵置貨物を除く。）」を削り、「こと」の下に「（港営課の主管に属することを除く。）」を加え、同号ハ中「（コンテナ荷役に係る係船岸壁における荷役作業を除く。）」を削り、「こと」の下に「（港営課の主管に属することを除く。）」を加え、同号ニ中「（コンテナ荷役に係る岸壁離着船舶の立会いを除く。）」を削り、「こと」の下に「（港営課の主管に属することを除く。）」を加え、同条第三号を次のように改める。

## 二 施設維持係

- イ 受変電施設その他の電気施設の管理及び維持修繕等に関する事（港営課及び建設部施設事務所（以下この条及び次条において「施設事務所」という。）の主管に属することを除く。）。

- ロ 電気設備の技術的保守点検に関する事（港営課及び施設事務所の主管に属することを除く。）。

- ハ 所属建物の管理に関する事。

第三条第二項第三号中「維持修繕」の下に「及び補修」を加える。

## 附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 訓令第四号

組合内一般

名古屋港管理組合行政文書管理規程（平成二十一年訓令第五号）の一部を次のように改正する。  
平成二十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

第四十七条第二項中「毎年」を「二年に」に改める。

第五十一条を次のように改める。

（歴史的価値のある完結文書の選別及び移管）

**第五十一条** 文書主管課長は、歴史的資料等の取扱要綱（平成十七年訓第一号）別表に定める歴史的価値のある行政文書等の選別基準（以下この条において「選別基準」という。）に基づき、第四十九条第一項及び前条第一項の規定により廃棄を決定した完結文書のうちから歴史的価値があると認められるものを選別しなければならない。

- 2 総務課長は、選別基準に基づき、第四十九条第一項及び前条第一項の規定により廃棄を決定した完結文書のうちから歴史的価値があると認められるもの（前項の規定により文書主管課長が選別した完結文書を除く。）を選別することができる。
- 3 文書主管課長は、前二項の規定により選別された完結文書を総務課に移管するものとする。

第五十二条中「第二項」を「第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の名古屋港管理組合行政文書管理規程第五十一条及び第五十二条の規定は、平成二十六年四月一日以後に保存年限が満了した完結文書について適用し、同日前に保存年限が満了した完結文書については、なお従前の例による。

訓令第五号

組合内一般

名古屋港管理組合事務決裁規程（昭和四十年訓令第七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

第四条第九項中「、別表第二一の二企画調整室の表」を「別表第二一の二企画調整室の表」に、「、同表二の二総務部の表」を「同表二の二総務部の表」に、「、同表三の二港営部の表」を「同表三の二港営部の表」に改め、「、港営部担当課長（コンテナ担当）は、別表第四一の二港営部の表に掲げる事項を」と削り、「、別表第二四の二建設部の表」を「別表第二四の二建設部の表」に、「、別表第四二の二建設部の表」を「別表第四二の二建設部の表に掲げる事項を、建設部担当課長（運河河川管理担当）は別表第四二の二建設部の表」に改める。

別表第一（共通事務）の表課長専決事項の欄第五号中「副所長」を「規則別表第一に掲げる副所長並びに規則別表第二に掲げる企画調整室企画担当統計センター所長」に改める。

別表第一の二（共通事務）の表担当課長専決事項の欄第四号中「、規則別表第二に掲げる企画調整室企画担当統計センター所長並びに規則別表第四に掲げる主幹」を「並びに規則別表第四に掲げる主幹並びに規則別表第二に掲げる企画調整室企画担当統計センター所長及び建設部施設事務所運河河川管理センター所長」に改める。

別表第三（共通事務）の表事務所長専決事項の欄第二号中「、主幹及び建設部施設事務所運河河川管理センター所長」を「及び主幹」に改める。

別表第四（個別事務）の表一の二港営部の表を削る。

別表第四（個別事務）の表二建設部の表施設事務所の項中第三号から第六号までを削る。

別表第四（個別事務）の表に次の一表を加える。

二の二 建設部

建設部担当課長（運河河川管理担当）専決事項

- 一 建築工事（中川運河ポンプ施設、中川運河通船門並びに堀川口防潮水門及び同附属ポンプ施設並びに防潮岸の維持修繕及び補修工事に限る。）に係る下請負の承諾に關すること。
- 二 電気設備（施設事務所運河河川管理センターの主管に属することに限る。）の保守、点検及び修理に關すること。
- 三 中川運河の水位調節に關すること。
- 四 中川運河ポンプ施設の運転操作に關すること。
- 五 堀川口防潮水門の操作に關すること。
- 六 中川運河通船門の操作及び使用に關すること。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

訓令第六号

組合内一般

名古屋港管理組合公印取扱規程（昭和三十六年訓令第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

第十四条第二項中「前条」を「第十三条」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十五条とする。

3 第一項の規定は、前条第一項の規定に基づき出力した電子印影について準用する。この場合において、第一項中「調製し、改刻し」とあるのは「出力し」と、「印影」とあるのは「電子印影の寸法、電子印影を出力して作成する行政文書の名称」と読み替えるものとする。

第十三条第二項中「次項において」を「以下」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十四条 総務部行政管理課が所管する情報システムを利用して別に定める行政文書を作成しようとする者は、第七条第一項の規定にかかわらず、公印の押印に代えて、電子計算機に記録した公印の印影又はこれを伸縮した印影（以下「電子印影」という。）を出力したものを使用することができる。

2 公印の押印に代えて、電子印影を出力しようとする者は、当該公印の管守者を経て、当該公印を所管する部長の承認を受けなければならない。

3 部長は、前項の承認をしたときは、総務部長に報告しなければならない。

4 電子印影の出力にあつては、当該電子印影を出力して使用する課（名古屋港管理組合事務部局組織規則（平成八年名古屋港管理組合規則第十一号）第一条第一項に規定する組織、同規則第七条に規定する総務部危機管理室及び同規則第十



八条に規定する建設部総合開発室を含む。)又は事務所の長は、当該電子印影が不正に使用されないよう措置しなければならぬ。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(名古屋港管理組合行政文書管理規程の一部改正)

2 名古屋港管理組合行政文書管理規程(平成二十二年訓令第五号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「用いる場合」の下に「、同規程第十四条第一項に規定する電子印影を出力して作成された行政文書を用いる場合」を加える。

訓令第七号

組合内一般

名古屋港管理組合職員服務基本規程(昭和三十九年訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

様式第三号から様式第五号までを次のように改める。

様式第三号(第4条関係)

名古屋港管理組合 		身分証明書
写  真  欄	職員番号	
	氏 名	
	生年月日	
	名古屋港管理組合職員であることを証明する。	
年 月 日交付		
年 月 日まで有効		
	名古屋港管理組合管理者	印

備考

- 1 用紙の大きさは、縦54ミリメートル、横85.6ミリメートルとする。
- 2 写真欄は、縦25ミリメートル、横25ミリメートルとする。

様式第4号 (第4条関係)

交 付  
身 分 証 明 書 書 換 交 付 願  
再 交 付

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

所 属  
職 名  
氏 名  
生年月日  
職員番号

印

交 付  
身分証明書を 書換交付 してください。  
再 交 付

理 由

職員課長		課長補佐		人事係長	
------	--	------	--	------	--

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第5号 (第4条、第5条関係)

身 分 証 明 書 返 納 書  
職 員 章

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

所 属  
職 名  
氏 名  
職員番号

印

以下により 身分証明書  
職員章 を返納します。

身 分 証 明 書	現品の 有無	有 ・ 無
職 員 章	現品の 有無	有 ・ 無 (No. )
返 納 理 由		

職員課長		課長補佐		人事係長	
------	--	------	--	------	--

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

**附 則****(施行期日)**

1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

**(経過措置)**

- 2 この訓令施行の際現にこの訓令による改正前の名古屋港管理組合職員服務基本規程（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づき提出されている様式第四号及び様式第五号の書類については、この訓令による改正後の名古屋港管理組合職員服務基本規程（以下「改正後の規程」という。）の規定により提出されたものとみなす。
- 3 この訓令施行の際改正前の規程の規定に基づき作成されている様式第四号及び様式第五号の用紙については、改正後の規程の規定にかかわらず、当分の間、改正後の規程の様式の要件を満たすよう必要な修正をして使用することができる。
- 4 この訓令施行の際改正前の規程の規定に基づき交付されている身分証明書については、改正後の規程の規定に基づく身分証明書が交付されるまでの間、改正後の規程の規定により交付されたものとみなす。

**訓令第八号**

組合内一般

名古屋港管理組合監察規程（昭和四十年訓令第二号）の一部を次のように改正する。  
平成二十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

第三条中「総務部行政管理課行政管理係長及び総務部行政管理課担当係長（行政システム改革担当）」を「及び総務部行政管理課行政管理係長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

**訓令第九号**

組合内一般

名古屋港管理組合職員衛生管理規程（昭和五十年訓令第八号）の一部を次のように改正する。  
平成二十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

第三条の表五の項中「港営部担当課長（コンテナ担当）」を「建設部担当課長（運河河川管理担当）」に改め、「並びに建設部施設事務所運河河川管理センター所長」を削る。

**附 則**

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

**訓令第十号**

組合内一般

名古屋港管理組合安全管理規程（昭和三十九年訓令第八号）の一部を次のように改正する。  
平成二十七年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

第五条第一項中「港営部担当課長（コンテナ担当）」を「建設部担当課長（運河河川管理担当）」に改め、「並びに建設部施設事務所運河河川管理センター所長」を削る。

**附 則**

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

# 公 告

## 名古屋港管理組合公告

名古屋港管理組合公印取扱規程（昭和36年訓令第2号。以下「規程」という。）第15条第3項の規定に基づき、名古屋港管理組合の公印の種類、用途、電子印影の寸法、電子印影を出力して作成する行政文書の名称及び使用開始年月日を次のとおり公告する。

平成27年 4月 1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

種 類	用 途	電子印影の寸法 (mm)	電子印影を出力して作成 する行政文書の名称	使用開始年月日
管 理 者 印	一般文書用 及び出納用	方12	納入通知書・領収書 納付書	平成27年 4月 1日
		方12	納付通知書・領収証書 (納付証明書)	平成27年 4月 1日
		方12	歳入歳出外現金納付書・領 収証書 (納付証明書)	平成27年 4月 1日
		方12	返納通知書・領収書	平成27年 4月 1日

## 名古屋港管理組合公告

平成26年10月15日付名古屋港管理組合公報において募集した、ガーデンふ頭東地区再開発事業公募については、事業予定者の決定には至りませんでした。

平成27年 4月 1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

# 辞 令

新	旧	氏 名
名古屋港管理組合副管理者		石 原 君 雄 (以上 4月 1日)

発行所 名古屋市港区港町 1 番11号

名古屋港管理組合

